

交通ルールを守って安全利用!



自転車安全利用 五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 信号を守る
- 飲酒運転は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での一時停止と安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

児童、幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車運転者講習制度

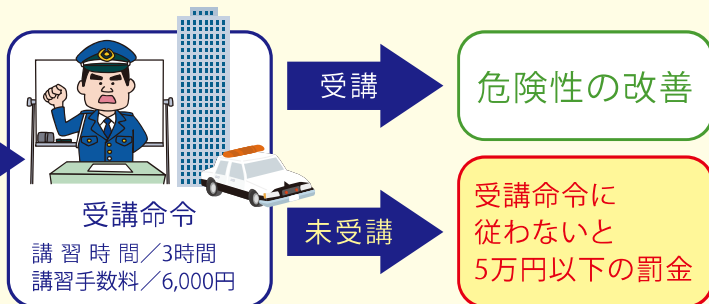
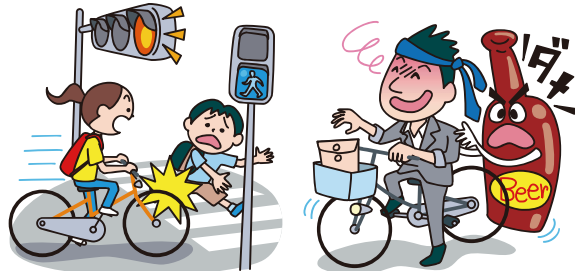
平成27年6月1日施行

自転車運転中に信号無視等の危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の者に対して都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

【対象者】

- 14歳以上の者
- 信号無視などの危険な交通違反で3年以内に2回以上交通取締りを受けた者

※危険な交通違反が原因で交通事故を起こした者も、交通取締りを受けた者に含まれることがあります。



※講習手数料は、条例の改正により変更となることがあります。

対象となる危険な交通違反(15項目)

- 信号無視 ●通行禁止違反 ●路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 歩行者用道路における車両の義務違反 ●通行区分違反
- 遮断踏切立入り ●交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等 ●環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等 ●歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置不良自転車運転 ●酒酔い運転 ●安全運転義務違反
- 妨害運転(交通の危険のおそれ・著しい交通の危険)

